

新規就農・経営継承総合支援事業

【5, 813百万円】

対策のポイント

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、総合的に支援します。

<背景/課題>

- ・我が国農業は、基幹的農業従事者の平均年齢が66.5歳（平成25年）と高齢化が進展しています。
- ・持続可能な力強い農業を実現するには、現在の年間1万人程度の青年新規就農者数（定着ベース）を2万人の水準に向上させていくことが必要です。
- ・新規就農し定着する青年農業者を倍増するため、新規就農のための支援策を総合的に講じる必要があります。

政策目標

青年新規就農者を毎年2万人定着させ、10年後（平成35年まで）に40代以下の農業従事者を約40万人に拡大

<主な内容>

1. 青年就農給付金事業

5, 001百万円

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、青年新規就農者・経営継承者に対して経営が不安定な就農直後の所得を確保する給付金を給付します。

- ・経営開始型 年間最大150万円を最長5年間給付

2. 農の雇用事業

812百万円

青年の農業法人への雇用就農を促進するため、法人が新規就業者に対して実施する実践研修等に対して支援します。

- ・年間最大120万円を最長2年間助成

補助率：定額
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 (03-3502-6469)]